

奈良県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、王寺町から大和都市計画道路（畠田菩提線、王寺河合線、天平台畠田線及び大和川歩行者専用道路）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾